

令和4年度第2回鶴岡市景観審議会 会議録

○開催日時：令和4年11月18日(金) 09:30～11:35

○開催場所：鶴岡市役所 別棟2号館21号会議室

○出席者

【景観審議会委員】

山形大学 名誉教授 野堀 嘉裕 氏

早稲田大学 名誉教授 佐藤 滋 氏

東北公益文科大学大学院 非常勤講師 高谷 時彦 氏

山形県土地家屋調査士会 鶴岡支部 山本 節子 氏

山形県建築士会 鶴岡田川支部 事務局長 秋野 公子 氏

山形県建設業協会 鶴岡支部 佐藤 友行 氏

日本造園建設業協会 山形県支部 副支部長 土田 一彦 氏

日本グラフィックデザイナー協会 山形地区幹事 さとう れいこ 氏

鶴岡市文化財保護審議会 委員 柴田 和彦 氏

鶴岡商工会議所 副会頭 佐藤 友和 氏

環境省羽黒自然保護官事務所 自然保護官 澤野 崇 氏

【業務受託者】

早稲田大学 教授 矢口 哲也 氏

【事務局】

建設部長

都市計画課 課長、主幹、専門員、主事

○公開・非公開 : 公開

○傍聴者の人数 : 2人

○次第

1. 開会

2. 挨拶

3. 協議

(1) 鶴岡市景観計画の改定について

4. その他

5. 閉会

○内容

1. 開会(進行：事務局)

2. 挨拶(建設部長)

【委員紹介、出席者数の報告、会の成立宣言】(事務局)

3. 協議(議長：鶴岡市景観審議会会長)

(1) 鶴岡市景観計画の改定について

会長

令和3年度第1回景観審議会の際に鶴岡市長より、鶴岡市景観計画の策定について、本審議会の意見を求める依頼がございましたので、本日の協議の案件は、鶴岡市景観計画改定案ということで皆様と引き続き議論していきたいと考えています。

それでは、審議会資料より「鶴岡市景観計画改定案」について、事務局から説明をお願いします。

(説明：事務局)

会長

それでは、ご質問とご意見を区分してお聞きしていきたいと思います。まず、ご質問について受け付けます。

委員

鶴岡商工会議所として毎年お願いしている内容ですが、「中心市街地の高さ制限撤廃」についてです。鶴岡駅前については制限が緩和されていますが、土地が限られているため開発がなかなか難しい現状です。その上、15mの高さ制限がある中心市街地では、特に活性化が必要となっています。また、南銀座通りについては道路幅は広いものの、住民からはマンション建設を望む声もあります。銀座通りでは人口が減少し、シャッター街化も進行している現状です。そのため、中心市街地に人を集めるためにも、鶴岡商工会議所としては、高さ制限撤廃のエリアを広げていただきたいと思いますと考えております。

事務局

委員からご意見いただいた、中心市街地の高さ制限撤廃に関する件は、これまでも鶴岡商工会議所から要望を頂いている話です。高さ制限は景観計画とは別に都市計画決定で定めているものであるため、景観計画という枠組みの中で高さ制限に関する指定を行っているというものではないことをご理解いただければと思います。

委員

都市計画の枠組みの中で何か計画案があるということなのでしょうか。

事務局

高さ制限については、都市計画決定により内容を定めております。もし、この高さ制限について議論するということになると、都市計画審議会でも議論を行うのが相応しいのではないかと思います。

委員

荘内銀行は本店新築の際に、建物内にホールを整備する案で高さ 25m以上の建築を許可してもらいました。しかし、それは敷地が広がったからできたことであり、他の敷地でそういった広さを確保できない場合はどのようになるのでしょうか。中心市街地の都市化のために、検討していただきたいと思います。

事務局

ご意見を頂いた高度地区特例許可の件については、その前段で様々な協議が必要となります。本日は景観計画に関する議論であるため、高さ制限に関する内容については、個別にやり取りさせていただきます。

委員

再生可能エネルギーについては、計画書の9ページに課題として、「太陽光発電施設・風力発電施設は景観に与えるインパクトが大きい」という記載があり、また、20ページでは再生可能エネルギー導入推進が方針であるとの記載があります。39ページ以降で、建築物・工作物・太陽光発電関連施設に関する行為制限の記載がありますが、ここで風力発電施設の記載が無いと思いましたが、その点については工作物として扱っているのだと理解しました。しかし、40ページに景観形成基準の記載がありますが、太陽光発電施設については記載がある一方で、風力発電施設については工作物として一緒に扱われており、風力発電施設の表記がみられません。計画書の冒頭に「風力発電施設は景観に与えるインパクトが大きい」という課題を表記しながら、景観形成基準において風力発電施設を明記しないのは、重要な課題を踏まえた計画書になっていないのではないかと感じました。

近年においては、羽黒地域で計画されていた風力発電施設計画が中止になったという事例があり、非常にタイムリーな話題かと思えます。風力発電施設の行為制限については、単体で項目を設けて記載してもいいのではないかと感じました。

事務局

太陽光発電施設・風力発電施設については、これまで工作物として扱ってきました。しかし、工作物は高さの届出要件しか規定されていなかったため、太陽光発電施設は捕捉できていませんでした。そのため、今回は届出要件に面積を追加し、太陽光発電施設でも景観配慮をしていただくように改定をします。

風力発電施設についてもご意見をいただきましたが、一昨年羽黒地域での案件をきっかけに2つの動きがありました。1つ目は、山形県で「山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和に関する条例」が新たに制定されたこと、2つ目は、「鶴岡市における風力発電施設の設置等に係るガイドライン」の改正です。これらのことから、景観計画自体に色々な位置付けがされていなくとも、こういったガイドライン等の運用によって風力発電施設に関する規制が可能であると考えています。

委員

今の回答で市の考えについては理解しました。その上での意見となりますが、景観計画の中において、前段で太陽光・風力発電施設に関する課題の提起をしているのにもかかわらず、後段の細部に関する規定の中で記載が無いというのはとても違和感があります。説明にあったように、風力発電施設の対応を他の枠組みで行うのであれば、ここで取り上げる必要性がないと思います。言いたいこととしては、新たに制限をかけるのではなく、

鶴岡市として地域の抱える課題に対する対応について具体的な明示をすることが大切であるということです。説明の中で風力発電施設に関連する動きが2つありましたが、鶴岡市の考えや整理をもっと表に出していかないと、市民が見た際に鶴岡市が重要な課題に対する対応を考えていないと誤認してしまう可能性があると思います。

事務局

委員のご意見のとおりと存じます。記載が足りない場合は補充したいと思います。また、本文中には手続きフローを記載していますが、当該フローへの記載等によって具体的な対応を明示していきたいと思います。風力発電施設についても、同様の対応を行っていきます。

委員

今の一連のやりとりに関連する話ですが、市民から、「この問題は市役所のどこの課に問い合わせるべきなのかわからない」といったような声を聞くことがあります。口頭で都度回答したとしても、市民にとってはわかりにくいのではないかと思います。わかりやすさはどの課においても共通で必要となることだと思います。その上で、「実際に担当している課はどこで何に気を付けないといけないのか」などを意識した記載を行うことが、市民に対しての最良の対処であると思いますが、そこについてはどのように対応していこうと考えていますか。

委員

風力発電施設について、委員お二人のご指摘のとおりと思います。

資料2の14番のとおり事前質問をしましたが、「総合計画基本計画等において、導入・利用の推進を掲げていることから、景観計画においても記載するもの」という様な回答でした。もし総合計画に載っているようなことであれば、尚更、「導入推進」という方針で本当に良いのでしょうか。日本の風力発電については、様々な問題があります。重要課題ではあると思いますが、とある講習会では、「風力発電は事業的には欧州や中国が先進しており、日本ではうまくいかない」と講師が明言されていました。総合計画の段階で「導入推進」という記載があるのかもしれませんが、気持ちの上では、導入反対という気持ちでやってほしいと思います。

委員

高さ制限の議論について、都市計画審議会に一任するという事は、非常に不思議なことだと思います。景観審議会が景観という名の下に、自然を含めた鶴岡のまちのあり方を議論する場であると考えますので、都市計画審議会でも議論をする一方で、景観審議会でもある程度、高さ制限についても議論を行うべきなのではないかと思います。もし、議論を行わないということであれば、今議論している景観形成指針などの意義が分からなくなってしまうものと思います。

9ページの景観まちづくりの課題においても、今までは建築物の高さは低く低くという誘導を行ってきた一方で、市民には高さ制限に反対する意見もあり、それについての市の考え方は未整理であるといった内容は、課題の項目に現状未記載であっても大きな課題であると思いますし、その課題を明示することは非常に大事であると思います。他にも、例えば市内の歴史的建築物が失われつつある中で、景観重要建造物の議論をすることも課題であると思います。委員より、「高さ制限を違う軸から考えるべきである」というような

意見もありました。それも課題だと思いますが、私としては真正面から取り組んでもいい課題なのではないかと思いました。

事務局

まず、「今回の景観計画案の中に未記載であったもので課題となっていることがたくさんあるのではないか」といったご意見については、事務局で一度整理させていただきたいと思います。今回の計画案の中に将来に向けて解決すべき課題として、盛り込む必要があるのではないかと思います。

また、複数の委員から風力発電施設に関する意見もありましたが、それについては様々な場で議論されておりますし、景観計画の中だけで調整を図ることは非常に難しいのではないかと思います。この点については、例えば、10ページの計画の位置付けで示している通り、上位計画としては総合計画がありますし、さらに様々な計画やガイドラインがある中で、この計画のどの部分が他の計画とどういった関連性があるのかを分かりやすく示すことが必要なのではないかと思います。また、61ページに示しているとおり、実際の行為の制限においては、事前相談から始まって、届出、維持管理といった一連の流れの中で物事が進むこととなります。例えば、風力発電施設の場合はどうなのか、また、太陽光発電施設の場合はどうなのか、地区別ではどうなのかといった細かい内容もあるわけですが、いわゆる景観というのはこの計画に記載あるものだけではなく、市民の目に触れるもの全てが関連してくるものと認識していますので、こういったフローの中で市民に分かりやすく答えられるような記載ができるよう研究してまいります。景観計画自体が分厚くなってきていますので、もう少しサイズダウンした概要の作成についても準備しながら、わかりやすいまとめ方をしていきたいと思います。

高さ制限の件についても、色々な方々と相談しながらより良い鶴岡のために調整を図っているところですが、課題はあります。取り組むことを明確にしていくことは重要だと思いますし、議論の場はたくさんあればあるほど有意義だと思います。その取扱いについて、内部で検討させていただきます。景観計画においてはその一つ一つが重要な課題ですので、受け止めていきたいと思います。

委員

議論していくということについては了解しました。

委員の立場とは少し違うのかもしれませんが、私は必ずしも建物を高くした方がいいと考えているわけではありません。まちの活性化の問題と高さ、景観がどういった関係にあるのかというようなことについて、しっかり整理する場が必要であると考えています。景観審議会の場合であれば、早稲田大学にシミュレーション技術の素晴らしい先生もいらっしゃるの、色々なビジョンが展開するのではないかと思います次第です。

委員

中心市街地の活性化は非常に大変な問題だと考えます。今のままでは中心市街地に空き地・空き家が増加してしまいます。また、中心市街地には、神社や博物館、学校などの「真面目な施設」が目立ちます。孫と遊びに行きたいという時も、中心市街地には遊びに行けるような商業施設がほとんどありません。「ソライ」もありますが、子供の入場料でさえも割高なため、若年層の利用はとても厳しいのではないかと思います。一方で、同様の施設である山形市の「コパル」は入場料が無料です。鶴岡市にはこのような若者にとっての魅力的な施設が圧倒的に少なすぎると思います。これまで早稲田大学から様々な視点

でまちづくりのご指導をいただいていたこともあり、美しい景観はたくさんあると思いますが、中心市街地において、商業的な魅力を作る解決方法は高さなのかがわからないところです。実際に米沢市では施設移転等を行い、中心市街地が活性化したという好例もあります。鶴岡市は酒井家入部から400年が経ち、洋風建築や荘銀タクトといった過去から現在までの様々な由緒がある景観を持っていると思います。複合的な手法で、観光客から地元住民まで歴史的・商業的な魅力を生かした発展を目指してほしいと思います。鶴岡駅前だけでなく、中心市街地全体に対しても考えていただきたいです。

事務局

「中心市街地の在り方をもっとよく考えた方が良い」という趣旨の意見と存じます。駅前の賑わいを取り戻そうという取り組みについて、鶴岡駅前地区将来ビジョンとして昨年度策定したことに引き続き、中心市街地の将来像についての検討を始めておりますので、その中で委員の貴重なご意見を参考にしたいと存じます。また、「様々な時代の建築が折り重なって、鶴岡の中心市街地を象徴する」という趣旨のご意見もあったかと存じますが、まさに事務局の捉え方も同じです。古いものと新しいものが融合して、歴史好きの人々が楽しむのみならず、若い人にとっても住みやすいまちづくりをしっかりと考えていきたいと思えます。

委員

再生可能エネルギーについて、風力発電施設についても当然記載すべきと思う一方で、そのように記載を追加していくと資料が膨大な量になってしまいかねません。景観形成に関わる項目についてのみ、景観計画には記載が必要と思いますが、網羅しようとするとその分、ページも自ずと増えてしまうと思えます。これは再生可能エネルギーに限らず、高さ制限などについても同様だと思えます。ある程度の分量の記載はそれぞれ必要かと思いますが、一つの計画を見て概要が全部わかるようにすることは大変です。その点についても、考慮して作成を行うべきだと思います。

会長

どこに掲載するかが決め手になっていくと思えます。市のホームページでは関連する計画を表示するなどうまくやっているものの、現行計画を見ると、例えば携帯基地局ガイドラインについて本文には記載がされておらず、工夫が必要になるかと思えます。

委員

「まちの活性化と各委員会・審議会がどのように関連しているかをわかりやすくすべき」という意見に賛成です。今日議論する議題は、市の全体の動きの中でどの部分なのか、各委員会の委員がわかるような工夫をしてほしいと思えます。

会長

実質的にそれに相当するものとして、改定計画の10ページの「計画の位置付け」があると思えます。

今回、現行計画の3倍以上のページ数となっている最大の要因が、景観まちづくりの課題に関連する内容だと思えます。その点はしっかり盛り込まれております。それ以外の内容として、例えば再生可能エネルギー発電施設が景観まちづくりに対してどのような影響があるのかということ、早稲田大学がシミュレーションを行った図が掲載されています。

そこでお聞きしますが、再生可能エネルギー発電施設に関するシミュレーションの中で、太陽光発電に対するシミュレーションは既に作成されていますが、風力発電に関するシミュレーション画像の作成も可能でしょうか。

業務受託者

風力発電のシミュレーションについては、既にいくつか作成しています。ご要望があれば含めることも可能です。

資料編の意図としては、こういうシミュレーション画像を使うことによって、対話の機会ができることを示すことにあります。景観計画はただ規制するだけでなく、まちの活性化と景観保全という、ある意味反対のベクトルのように見えるけれども、対話することで次世代により良い景観を残していけるということを見せるために、今回、資料編の中に取り入れた次第です。

会長

今のご意見の通り、景観計画自体は行為制限にばかり目が行ってしまいがちですが、実は両面性を持っていて、積極的に景観を形成していこうというポジティブな面と、制限しようとする消極的な面とがあります。人によって考え方が異なりますから、そこを調整していくときの基本的な考え方が景観計画に記載されていると考えています。

また、要望があればシミュレーション画像を作成していただけるということは非常にありがたいと思います。

委員

感想に近いのですが、景観計画に記載が無いと分からないということがあると思いますので、太陽光発電のみならず風力発電についても記載する方がいいと思います。また、市民のために、具体的に管轄する部署を明記もする方がいいのではないかと思います。

一方で、あまり記載を追加してしまうとページが膨大になってしまうため、フローチャートなどで可能な限り簡素化するという考え方もあった方がいいと思います。

委員

地域の活性化と景観との関係についての議論、また、中心市街地が真面目な施設ばかりだという意見がありました。確かにそういう側面もあるのだと思います。内川沿いにまだ沢山の飲み屋があった時代、決して綺麗ではなかったかもしれませんが、人の賑わいはあったように思います。現在は綺麗に整備されているわけですが、景観に配慮したまちづくりも悪いことではないのですが、整備によって失われてしまったものも大きいように思われます。その点も含めて、地域の活性化と結び付けて、複合的に景観を考えていけるよう進めるべきだと思います。

委員

鶴岡の景観形成と街の活性化の両立に関して、何が根本的にうまくいっていないのかを考えていました。時代の変化と共に必要な情報を必要な時にデータで簡単に取り出せるような時代になりました。その必要な情報についてはしっかり作っていかないといけないと思います。そして、それをどのように伝えるのかということは、今の時代は色々な方法があります。

鶴岡駅前の活性化の施策の中で、現状を見て、その現状だけで判断しているのではないかというようなことがありました。それと同様に、中心市街地においても、人口が減少しているからということだけで判断しているようなことがあったと思います。このような現象は日本各地のどこでも起きていると思いますが、例えば、高齢者を中心市街地に集めるとか、昨今の学校の統廃合とか、様々な観点から注視されている人口減少という問題に対応し、どうやったら暮らしやすくなるかを追求した上で、具体的なコンセプトを予め市で作るべきだと思います。その上で、景観審議会においても、都市計画審議会においても、どうやって市民が暮らしやすくするか、どのように町を守っていくかという全体の視点を持って議論していくべきだと思います。また、各委員会や審議会が個別に議論しても何も進まず、連携をうまく図っていかないとならないと思います。

会長

10 ページの計画の位置付けの図では、いくつかの審議会が関わっていると思います。各審議会は独立して動いていますが、場合によっては、合同で審議会を行ってみるとか、委員会毎の調整を図る仕組みがあってもいいのではないかと思います。そういう仕組みがないと、仮に都市計画審議会で審議すべきことと、景観審議会で審議すべきことがごちゃごちゃになってしまう恐れがあります。そうなると、どうしても資料が多くなったり、内容が重複したりしてしまう可能性もあります。このような工夫の案を本審議会の会議録に記録しておく、それが意見として後に反映されていくかもしれませんし、工夫をすることが望ましいと思います。

委員

本質的な議論が続いており、景観計画の中だけで受け止めるのはなかなか難しいことかと思えます。

今回の新型コロナウイルスは大災害であると思います。日本のまちづくりは、災害を機会に大きく変わることを歴史的に繰り返しています。災害の前までに色々と溜まっていたものが噴出する、大きく動き出す、これは関東大震災、阪神淡路大震災、そして東日本大震災でもそうでありました。東日本大震災はまだ発災から10年ちょっとしか経過していませんから、実感がなかなか湧きにくいかもしれませんが、大きく動いております。新型コロナウイルスによって動きが止まったように思えますが、実はすごく動いていて、特に若い世代で大きな意識の変化があります。優秀な若者たちが東京から離れて事業を始めていますが、それがうまくいっています。その人たちは感覚が違うといいますか、先程までの議論とレベルの違う感覚で動いています。その動きをしっかりと読まないといけないと思います。ですから、今色々なところで何が起きているのかを、是非よく見て考えていきたいものです。先日、壱岐で10日間ほど滞在したのですが、驚くような動きが起きていました。今までの地域活性化というものとは大きく違う動きで、地域の人たちをかなり巻き込んで活動していました。そういった動きを短絡的に見ないで、本当によく考えないと、色々な機会を逃してしまいます。このコロナの時代は激動しているということを改めて一緒に考えていけたらと思います。

景観計画に話を戻しますが、58 ページの「都市計画高度地区特例許可に関わる事前相談制度」がとても重要です。東日本大震災発災前の数年間というのは、建設業界から国交省まで一緒になって議論してきました。法改正も含め新しい制度を作るといった機運が高まっていた時に、残念ながら東日本大震災が起こってしまい、全部白紙になってしまいました。鶴岡の場合は高度地区がある一方で、特例でその高さ制限を超えるものを認めること

ができますが、その特例を認めるときはしっかりと事前相談して、議論した結果、いいものについてはどんどん特例を認めていきたいと思いますという制度になっています。これは「協議型」という言い方をしていますが、事業者から見れば敷居が高いかもしれません。その当時、国交省とも議論を交わしましたが、やはりある程度明示的にしないと協議型は難しいというやり取りをしたことがありました。この点、先ほどからご意見がありましたが、どういう場合には高さ制限を特例で超えられるのか、もう少しわかりやすく事例を示してもいいと思います。「国の施設や、銀行など今まで元々高層であったものは認められるけれども、新しく民間が計画するものに対しては、どうせ認められないだろう」と思われがちですが、そうではなく、本当にいいもの、地域のためになるもの、採算が取れて事業としてやっていけるものなどを含めて、どのような時に特例が認められるのかをもう少し明示的にすると、絶対的に高さ制限を超えられないということではないことが見えてくると思います。景観計画全体もそういうものと思います。景観審議会の特例許可案件を議論したこともありましたが、ある段階でしっかりと協議することが、最終的に非常にいい結果につながっています。この事前相談制度の部分は明示的にするべきです。地元建築士の皆さんがボランティアでやっていて大変と思いますが、このような取り組みをすることで、今日の議論にあったようなことを総合して良好な景観形成に結び付けていくというプロセスがわかりやすくなりますし、そのプロセスにどのように参画していくかが見えやすくなります。「事前相談」という言葉はいかにも堅い言葉ですが、いいものを作るための協議ということで、条例が絶対的に押さえ込んでいるということではなく、協議するという仕組みを充実させていく、そういった努力をこれからやっていただきたいと思えます。

シミュレーションについては、単純にやってしまうと「いいではないか」となってしまおうと思います。例えば風力発電で言えば、良し悪しは景観という要素だけではないと思いますので、景観シミュレーションだけで風力発電の良し悪しを議論することは非常に危険です。だから、先程のようなガイドラインがあってそこで総合的に議論する中では、その要素の一つとして景観の要素が入ってくることが付されているといいと思います。ここにシミュレーション画像の作成の仕方を記載していないのは、色々な視点場の取り方によっては、そもそも論外という計画と、「これならいいのでは」という両極端の計画が出てくるからです。一つの考え方のシミュレーションではできない問題なので、そういった事前協議をきちっとやる上での道具であるということを景観計画に書き込めればよいと思えます。

委員

会長からご意見があったように、各審議会、委員会の横断的な会は開催できないでしょうか。関連性のある委員会で集まれば、多様な意見を集めることが出来て有益なことになると思います。

委員

より明示的にすることも大事であるし、事前相談も大事かと思いますが、やはりある程度明示的に記載した方がいいと思います。事務局にも事前に質問しましたが、若干誤解があるようでして、基本方針の項目にどのように規制をするかを明記した方がいいということではなく、「何が大事なのか」ということを読んだ人がはっきりと分かるような記載にする方がいいと思います。論うようで恐縮ですが、例として、18ページの「拠点景観」といっても、ちょっと分かりにくいと思います。どこの拠点をイメージしたらいいのかもよ

くわからないし、何に気を付ければいいのかもイメージできません。例えば、荘内病院向かいの空き地で建築設計しようとする時に、その中で何を考えればいいのかを検討する際にこの景観計画を見ると思いますが、この記載ではわからないと思われま。やはり、ある程度「何にとって何が大事か」ということは書いたほうがいいと思います。高さ制限も同じで「鶴岡のアイデンティティ」にとって、こういう高さが大事ということに記載しておく、賛否様々な意見が出てくると思いますが。景観計画を読めば、何が大事なかがわかるようにすべきだと思います。

手向のまちづくり協定においては、手向において大事なこととして、例えば家を建てる時であれば、3つのタイプが歴史的に継承されてきており、かつそれが宗教的要素と世俗的要素がこのように混じっていて、大景観・中景観・小景観をそれぞれ定義して、とりあえず手向ではこれが大事ということが書いてあります。ただ、必ずしも守らなければならないということではなく、協定を守らない場合には自分はこうしたいと言ってくればよいようになっています。実際にイメージできることが大事だと思います。例えば、松ヶ岡の項目を読んできましたが、何が大事なかがあまりよく分かりませんでした。田園景観が大事なのはわかりますが、樹林の点在なのか、丘の起伏なのか、一定の場所から蚕室群が見えることが大事なのか。要は何が大事かを具体的に記載すれば、もっとわかりやすい景観計画になるのではないかと思った次第です。

会長

これは非常に難しいところで、今のご意見の内容を書き込む必要性はあると思いますが、全て盛り込むということは大変だろうと思います。そして、事務局からの説明にもあったとおり、どこに課題が残っているのかということを示しておくのはありだと思いますが、これでは「課題があるのに取り組んでいない」ということにもなってしまうため、非常に難しいと感じます。

委員

これだけ色々な話が出てくれば事務局も話を聞いてくれていると思いますので、事務局がどのように動くかを期待したいと思います。

委員

ご意見の通りだと思います。ただ、高度地区特例許可については、銀行や公共施設はよくても、一般事業者に対しては、高さ制限は何mまでですとの回答があるだけです。特例許可を得られない理由まで行きついていません。そこを明確にして、一般事業者が25m以上の建物を計画する場合に、市からも色々説明をしてもらいたいと思います。高さ制限があり何m以上は不可能としか言われないようでは、土地の買収もできません。そのような状況では、若者が定着するような街にはなりません。全域で高さ制限を撤廃せよというわけではなく、せめて空洞化が進んでいる中心市街地の内川沿い、南銀座通りの辺りまで何とか高さ制限を撤廃していただいて、中心市街地らしい建物を作るべきです。盛岡も秋田も、中心市街地の川から山が見える風景などありません。それが都市化ではないかと思えます。これは2代前の市長が決めたことであって、覆すことは大変かと思いますが、これをいつまで続けるのでしょうか。そうでなければ、何か付帯案をつけていただきたいと思えます。

委員

鶴岡市景観計画の他に、鶴岡らしさをイメージした大事なものとか、さらに細かいものを拾い上げて、別冊として作成するという事は考えられるでしょうか。景観計画の本文に全て盛り込むのは大変だと思います。

事務局

全体のまとめとして回答します。

まず、景観計画については、制限するだけではなく事前に相談いただき、みんなで一緒に考えていくことが重要なことだと考えております。資料編9ページに、太陽光発電のシミュレーション写真があります。こういった景観があった時に、場所によってはこれでもいいということもあると思います。9ページの場合では、目の前にちょっとした目隠しのようなものがあればいいということですが、これが必要な場所もあれば不要な場所もあるということをおみんなで考えましょうというプロセスが大事であると思います。これが風力発電の場合でも、高さ制限についても同じであると思います。1つの大きな決まり事を作っていく中で、事例が積み重なっていくわけですが、それは一律に全て不可というようなことではなく、みんなで相談しようということが、1つの大きな流れになるのだと思います。そういった観点から、中身の整理、それから解決策を含めまして、早稲田大学からお知恵をいただきながら事務局でも進めてまいりたいと思います。

次に、他の委員会との関連性についてです。鶴岡市全体としては、第2次鶴岡市総合計画ができており、間もなく中間年でありまして、現在、計画の見直し時期に入っているところです。その中で、市民文教、福祉、商工、社会基盤と、様々な分野で動いており、組織としても大変広範囲で多岐に渡っており、それを一括して俯瞰することはなかなか苦労がかかる作業かと思えます。景観審議会、都市計画審議会など、まちづくりに関わる審議会の皆さまから集まっていたいて、勉強会なり意見交換会なりをすることもおもしろいと思いますので、方法も含めて研究させていただきます。

それから、景観計画改定の全体的な進め方について、本日様々なご意見をいただきおりました。内容もそうですが、まとめ方についても様々なご意見を頂きました。今後、会長と取りまとめの方法、委員の皆さまへの再度のご報告の仕方を相談させていただきたいというのが事務局としての意向です。

会長

今後の進め方については、2つ選択肢があります。1つ目は会長・事務局に一任という考え方、2つ目はもう一度書面開催で委員会を開くという方法です。私としては、会長・事務局一任だと今後のスケジュール的にも助かります。会長・事務局に一任いただけるようでしたら、内容を修正した上で、修正案を委員の皆さまにご報告するという事になるかと思いますが、一任ということによろしいでしょうか。

(一同、異議なしの声)

会長

ありがとうございます。それでは、そのように進めます。

(2)その他

会長

その他ですが、事務局から何かありますでしょうか。

事務局

いただいた意見を基に、会長と相談しながら進めていきたいと思えます。案の修正等を行った後、景観計画改定の手続きとしては、市民の意見反映ということでパブリック・コメントの実施、また、都市計画審議会からの意見聴取を行うこととなっています。その段階で修正が加わることもあるかもしれませんが、景観審議会委員の皆さまに最終案としてお示しするタイミングについては検討いたします。事務局としての目標は年度内に計画改定、付随して条例と規則の改正についても進めていきたいと思えます。ただし、行為の制限については、一定の周知期間を経ての施行となります。

会長

ありがとうございました。進行を事務局にお返しします。

4. その他（事務局）

（特になし）

5. 閉会（事務局）

（終了）